

## 公的年金の特例水準2. 5%の解消に反対する意見書

政府は、老齢基礎年金等の年金額の特例水準2. 5%を平成24年度から平成26年度までの3年間で解消するとして、今国会に「国民年金等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を提出した。

特例水準は平成12年度から平成14年度に行われた物価スライド特例措置として、高齢者の生活実態と、経済への影響を考慮し、消費者物価指数の低下にもかかわらず年金支給額を据え置いたものであり、高齢者の生活を支える上で適切な措置であった。

しかしながら、政府は世代間公平の観点から、この特例水準の解消を行おうとしている。

現在、高齢者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。その様な中で、特例水準の解消を行えば、高齢者の生活不安を増大させるだけでなく、年金のほとんどが地域で消費されていることを考えると、地域経済に大きな影響を与えることが懸念される。

高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも、特例水準の解消を容認することはできない。

よって、国においては、公的年金の特例水準2. 5%の解消を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 6月25日

宮崎県西都市議会

(提出先)

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様